世田谷区第四次住宅整備方針見直しに係る基礎調査業務委託及び策定支援業務委託

プロポーザル実施要領兼説明書

**１　業務の概要**

（１）目的

　　　世田谷区では、平成２（1990）年制定の「世田谷区住宅条例」に基づき、総合的な住宅政策を推進するための基本方針として、「世田谷区住宅整備方針」を平成４（1992）年度に策定し、その後の社会動向等を踏まえて、概ね１０年ごとに新たな方針を策定してきた。現行の「世田谷区第四次住宅整備方針」が、令和７（2025）年度に見直しの時期を迎えるため、令和８（2026）年度から令和１２（2030）年度までの「世田谷区第四次住宅整備後期方針」の策定に向けて調査、検討を開始する。

（２）対象地域

　世田谷区全域。ただし、必要に応じて国や都、他自治体の動向や住宅施策等の調査も行うものとする。

（３）履行期間

　　　委託の契約は、次の①、②について、年度ごとに行う。ただし、①の契約は、令和６（2024）年度予算が区議会で議決されること、②の契約は、令和６（2024）年度の履行内容が良好と認められること、かつ令和７（2025）年度予算が区議会で議決されることが条件となる。

1. 基礎調査業務（令和６（2024）年度）

　令和６（2024）年４月から令和７（2025）年３月まで

1. 後期方針策定支援業務（令和７（2025）年度）

　令和７（2025）年４月から令和８（2026）年３月まで

（４）業務内容

①基礎調査業務（令和６（2024）年度）

ア　世田谷区を取り巻く住環境の調査

（ア）統計データの収集と分析

　住宅・土地統計調査をはじめ、最新の各種統計調査の結果から、区内の人口及び世帯、子育て世帯等の推移、区内定住率、転出・転入状況、住宅事情、住環境の現況等を明らかにするとともに、今後の動向を考察する。

（イ）関連計画の整理

　国及び東京都の関連計画や、区の基本計画・都市計画、世田谷区空家等対策計画（第２次）、世田谷区マンション管理適正化推進計画等の情報を整理し、見直すべき事項を把握する。

（ウ）住宅施策の評価及び検証

　現行の住宅施策について評価及び検証を行い、目標の達成度を把握するほか、課題や目標を達成できなかった原因を調査する。

（エ）住まいに関するアンケート調査　　　　　　　　　 (予定票数：２０００）

（オ）子育て世帯に関するインターネットアンケート調査　（予定票数：５００）

（カ）区外在住者向けインターネットアンケート調査　　　（予定票数：５００）

（キ）改定の方向性等の整理

調査を通じて得た結果等に基づき、住宅施策の課題と世田谷区第四次住宅整備方針改定に向けたポイントを整理し、施策体系の見直しを行う。

イ　世田谷区住宅委員会等の運営補助及び住宅施策推進検討会議等の資料作成

　　　　　　住宅政策や住宅事情に精通した有識者等から意見聴取を行う世田谷区住宅委員会（３回程度開催予定）、及び同委員会部会（３回程度開催予定）に出席し、運営を支援すること。また、委員会等の開催にあたり、資料作成・印刷、Zoom等によるオンライン併用開催時の対応等を行うこと。

　　　　　　住宅施策推進検討会議（５回程度開催予定）及び同作業部会（４回程度開催予定のうち、３回は住宅施策推進検討会議と同日開催予定）の開催にあたり資料作成等を行うこと。

　　　　ウ　報告書等の作成

　　　　　　調査結果をとりまとめた報告書等を作成し、区に提出すること。

　　　　　　報告書の構成、内容、表現方法等については、明瞭簡潔さを旨とし、受託者が原案を作成する。作成にあたって、住宅管理課と十分な打ち合わせを行うものとする。調査項目ごとの集計・分析において、見やすさの観点から表やグラフ表現方法などに工夫を施し、区に提案する。また、作成過程で使用した分析結果（クロス集計データ等）のデータについても、報告書と合わせて提出する。

　　　　エ　業務打合せの実施

業務の推進にあたり、住宅管理課と受託者との間で打合せを適宜行う。

②後期方針策定支援業務（令和７（2025）年度）

　　　　ア　住宅に関わる統計資料等の分析

　　　　　　世田谷区住宅委員会や住宅施策推進検討会議及び同作業部会の意見も踏まえて、令和６年度に行った基礎調査の結果に基づき、世田谷区の住宅と住環境を取り巻く現況と動向をあらためて分析する。また、区内公的住宅の整備状況について整理する。

　（ア）令和６年度に行った基礎調査研究の補足と分析

（イ）最新の住宅・土地統計調査及び住生活総合調査の分析（住宅・土地統計調査の地方特別集計を含む）

　　　　イ　後期方針の目的と位置づけ、住宅事情の動向と課題、策定の視点の整理

　　　　　　アの分析結果を踏まえて、後期方針の目的と位置づけ、住宅事情の動向と課題、策定の視点について検討、整理する。

　　　　ウ　住宅施策の内容・重点施策の再考

　　　　　　ア、イの内容も踏まえて、既存の基本理念、基本方針、住宅政策の目標、住宅施策の体系図及び施策の内容・重点施策について再考する。

　　　　エ　各地域（各総合支所５地域）の住宅事情と住環境特性の内容検討

　　　　　　各地域（各総合支所５地域）の住宅事情と住環境の特性について、必要に応じて、関係所管からの資料・意見を基に内容を整理する。

　　　　オ　後期方針への世田谷区マンション管理適正化推進計画包含作業

　　　　　　本方針において、マンションの維持・再生と適正な管理を重点施策としていることから、後期方針策定に伴い、令和５年１０月に策定した世田谷区マンション管理適正化推進計画を後期方針に包含し、内容を整理する。

　　　　カ　パブリックコメントの実施支援

　　　　　　パブリックコメントにおいて提示する後期方針（素案）の作成および寄せられた意見のとりまとめを行うとともに、計画への反映事項を検討する。

　　　　キ　シンポジウムの企画、運営

　　後期方針の策定にあたり、後期方針（素案）を区民に広く周知し、区民との意見交換の場として、シンポジウムの企画、運営を行う。

　（ア）講演テーマ、登壇者の提案

（イ）シンポジウム用のオンライン会議アカウントの手配（オンライン併用とする場合）

　（ウ）会場の動画撮影（後日区HPに掲載するための動画編集作業含む）等

　　　　ク　方針のとりまとめ

　　　　　　ア～キを踏まえて後期方針案及び住宅委員会の答申案をとりまとめる。また、住宅委員会の答申及びその後の庁内意見等を反映し、後期方針及び概要版を作成する。

　　　　ケ　世田谷区住宅委員会等の運営補助及び住宅施策推進検討会議等の資料作成

　　　　　　住宅政策や住宅事情に精通した有識者等から意見聴取を行う世田谷区住宅委員会（５回程度開催予定）、及び同委員会部会（４回程度開催予定）に出席し、運営を支援すること。また、委員会等の開催にあたり、資料作成、印刷、Zoom等によるオンライン併用開催時の対応等を行うこと。

　住宅施策推進検討会議（３回程度開催予定）及び同作業部会（３回程度開催予定）の資料作成等を行うこと。

　　　　コ　打ち合わせ

　　　　　　住宅管理課と受託者との間での打ち合わせを適宜行う。

（５）成果品

　　　①基礎調査業務（令和７（2024）年３月３１日まで）

　　　　ア　世田谷区第四次住宅整備後期方針策定に係る基礎調査報告書　１部

　　（Ａ４判、１色刷り、２００ページ程度）

　　　　　イ　前記アの電子データ（CD-R又はDVD-R）　１部

　　　PDF及び文書作成ソフト（Word推奨）形式による。なお、PDFやWordで提出できない場合は、事前に区へ相談し、形式を確認すること。

　　　電子データ一式（CD－RまたはDVD－R）は、最新のウイルス対策ソフトによるチェックを行い、異常のないものの媒体表面に契約件名、使用ソフト及びバージョンを明示すること。

　　　　　ウ　住まいに関するアンケート調査票記入済み原本

　　　　　エ　調査結果マスターデータ

　　　　②後期方針策定支援業務（令和８（2025）年３月３１日まで）

　　　　　ア　素案　　　　　　A4版（１色）　　１００頁程度　　８０部

　　　　　イ　後期方針（案）　A4版（２色、カラー１０頁程度、表紙カラー）

　　　　　　　後期方針　　　　A4版（２色、カラー１０頁程度、表紙カラー）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１００頁程度　各８０部

　　　　　ウ　概要版（案）　　A4版（カラー、中綴じ）

　　　　　　　概要版　　　　　A4版（カラー、中綴じ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ８頁程度　　各８０部

　　　　　エ　住宅委員会答申　A4版（１色） ５０頁程度　　５０部

　　　　　オ　前記ア～エの電子データ（CD-R又はDVD-R）　１部

　　　PDF及び文書作成ソフト（Word推奨）形式による。なお、PDFやWordで提出できない場合は、事前に区へ相談し、形式を確認すること。

　　　電子データ一式（CD－RまたはDVD－R）は、最新のウイルス対策ソフトによるチェックを行い、異常のないものの媒体表面に契約件名、使用ソフト及びバージョンを明示すること。

　　　　①②関連資料一式

　　　　　この成果品については契約金額の支払い終了後、その権利を世田谷区に帰属する。成果品納品後１年以内に契約不適合な内容があった場合、必要な事項を訂正のうえ、再度成果品を納品すること、もしくはその部分を訂正すること。

**２　基礎調査及び策定支援のスケジュール**

　令和６年度

　　　　５月～　７月　アンケート項目及び今後の方向性や課題についての検討

　　　　　　　　８月　基礎調査アンケート実施

　　　　９月～　２月　アンケート結果を踏まえた検討、前期実績評価、施策動向、施策内容、課題整理

　　　　　　　　３月　基礎調査報告書完成

※令和６年度中に住宅委員会３回、住宅委員会部会３回、住宅施策検討会議５回及び同作業部会（４回程度、内３回は同日）開催予定

　令和７年度

　　　　４月～　５月　前期実績評価、体系図、重点施策の再考

　　　　６月～　７月　中間まとめ（素案）

　　　　８月～　２月　パブリックコメント、シンポジウムの実施、答申（案）

　　　　　　　　３月　第四次住宅整備後期方針策定

※令和７年度中に住宅委員会５回、住宅委員会部会４回、住宅施策検討会議及び同作業部会（３回程度）開催予定

**３　提案限度額（予定）**

令和６（2024）年度　12,980,000円（消費税込み）

令和７（2025）年度　提案限度額は定めないが、参考として見積書を徴取する。

※令和７年度後期方針策定支援業務委託は予算配当において予算の減額があった場合、契約金額及び契約の内容を変更すること、または契約を締結しないことがある。

**４　選定委員会**

　委託先の候補者を選定するため、「世田谷区第四次住宅整備方針見直しに係る基礎調査業務委託及び策定支援業務委託事業者選定委員会設置要綱」により選定委員会を設置する。

**５　プロポーザル方式を採用する具体的理由**

「世田谷区第四次住宅整備方針」の見直しに係る調査研究は、国や他自治体の動向、住宅・土地統計調査等の様々な統計資料の情報収集・整理・分析を行うことを要し、高度な専門知識や分析力が求められる業務である。複数の候補者に、調査研究の実績・実施体制・実施手法について提案を求め、最適の企業・技術者を選定する必要があるため、当該業務の業者選定手法としてプロポーザル方式を採用する。

**６　プロポーザルに参加できる者の資格**

（１）世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（２）世田谷区から指名停止及び入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。

（３）地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の4 第1 項の規定に該当しない。また、同条第2 項による措置を現に受けていない。（同令第167 条の11 第1 項において準用する場合も含む。）

（４）個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。

（５）都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

（６）会社更生法第１７条第１項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第２１条第１項に基づく民事再生手続きの申立てをしていないこと。

（７）応募者またはその役員が、世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24 年12 月10 日条例第55 号）第２条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

（８）本件委託業務に従事を予定する管理技術者、担当者（技師）は、過去５年間に、都道府県、政令指定都市、中核市、特別区において、住生活基本法に基づく住宅マスタープラン（区市町村住生活基本計画）に係る基礎調査及び策定支援業務に元請けとして従事した実績を有すること。

**７　プロポーザルスケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| **事項** | **日程** |
| 手続き開始公告、説明書、参加表明書の交付 | 令和６年１月９日（火） |
| 説明書、参加表明書提出期限 | 令和６年１月22日（月） |
| （１）プロポーザル招請通知発送 （２）提案書受付 （３）質問書受領期間 | （１）令和６年１月29日（月） （２）令和６年１月29日（月）  ～令和６年２月22日（木） （３）令和６年１月29日（月）  ～令和６年２月９日（金） |
| 質問回答送付予定日 | 令和６年２月19日（月） |
| 第一次審査（書類審査） | 令和６年２月26日（月）～３月１日（金） |
| 第一次審査（書類審査）結果通知発送 | 令和６年３月５日（火） |
| 第二次審査（ヒアリング） | 令和６年３月18日（月） |
| 第二次審査（ヒアリング）結果通知発送 | 令和６年３月26日（火） |
| 契約予定時期 | 令和６年４月上旬 |

**８　プロポーザル実施要領兼説明書の交付期間、場所及び方法**

（１）期　　間：令和６（2024）年１月９日（火）から１月２２日（月）

（２）交付方法：①窓口にて希望者に無償で交付する（土日祝日を除く午前９時から午後５時まで）

②世田谷区ホームページに掲載する。

（３）ホームページ（ページ番号：206554　区ホームページ内で検索可能）

URL：<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/002/003/d00206554.html>

（４）交付窓口：世田谷区都市整備政策部住宅管理課窓口（区役所第一庁舎４階）

住所：〒１５４－８５０４　世田谷区世田谷４－２１－２７

電話番号：０３－５４３２－２４９８

**９　参加表明書（様式１）の提出期間、提出先及び提出方法**

（１）提出期間：令和６（2024）年１月９日（火）午前９時から１月２２日（月）午後５時まで

（２）提出場所：世田谷区都市整備政策部住宅管理課窓口（区役所第一庁舎４階）

住所：〒１５４－８５０４　世田谷区世田谷４－２１－２７

電話番号：０３－５４３２－２４９８

（３）提出方法

　　　直接持参：住宅管理課窓口へ持参すること。

（４）参加表明書に求める内容

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 留意事項 |
| 1. 参加表明書   【様式１】 | ・様式記載の参加資格要件を満たしていること。 |
| 1. 企業実績   【様式３－１】 | ・業務の実績は、元請けとして受託した本件業務と同種業務（住宅マスタープランに係る基礎調査及び策定支援業務）を新しい順に記載する。  ・記載する実績は合計６件以内とする。 |
| 1. 企業の概要   【様式３－２】 | 応募者名、事業者名、代表者名、所在地、設立年月日、資本金額、従業員数、沿革、事業内容を記載する。 |
| 1. 個人情報保護に関する社内規定等整備資料【様式自由】 | 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準、作業体制図 |
| 1. 参考資料   【様式自由】  ※提出は任意とする。 | ・会社概要がわかるパンフレット、企業実績が確認できる資料等 |

（５）提出部数

　　・参加表明書一式（正）【上記９．（４）①～⑤】 　１部

　　・参加表明書一式（副）【上記９．（４）①～⑤】 　１部

**１０　提案書の提出者を選定するための基準、選定する概数**

　本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

**１１　質問質疑及び回答**

（１）提出期間期限：令和６（2024）年１月２９日（月）午前９時から令和６（2024）年２月９日（金）午後５時まで（厳守）

（２）質問方法　　：質問書（様式５）に、質問事項を記入の上、電子メールにより提出すること。電話での質問には応じない。

（３）E-mail：[SEA02045@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02045@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

件　名「【第四次住宅整備後期方針プロポ】質問書（事業者名）」

（４）回答方法：回答は電子メールにて招請者全員へ行う。

（５）回答予定日：令和６（2024）年２月１９日（月）

**１２　提案書の提出期間、提出先及び方法**

　本プロポーザルに応募する場合は、本実施要領兼説明書を確認の上、以下のとおり関係書類を提出すること。

※書類は返却しない。

（１）提出期限：令和６（2024）年１月２９日（月）午前９時から令和６（2024）年２月２２日（木）午後５時まで

（２）提出先：世田谷区都市整備政策部住宅管理課窓口（区役所第一庁舎４階）

住所：〒１５４－８５０４　世田谷区世田谷４－２１－２７

電話番号：０３－５４３２－２４９８

（３）提出方法

　　　直接持参：住宅管理課窓口へ持参すること

（４）提出部数

　 【正本】　１部（１３（２）Ⅰ～Ⅵ）

　 【副本】１０部（１３（２）Ⅰ～Ⅵ）

**１３　提案書の書式、内容、審査基準**

（１）書式について

* Ⅱ提案内容は、Ａ４版縦１０頁以内かつ本文は文字サイズ１２ポイントを標準として作成すること。図表等を用いることも可とする。
* ファイル等に綴じて提出すること。
* 提出物の記載内容等について区担当者より質問がある場合は、個別に連絡をとることがある。
* 提案書の作成にあたっては、本実施要領兼説明書を参考とし、業務の実施方針について提案を記載する。
* 提案書（副）は審査で使用するため１３.（２）I（提案書表紙）の提出者及び連絡担当者欄は記載しないこと。
* 提案書（副）の下記Ⅱ～Ⅵについては、提出者を特定することができる内容（社名等）や、担当者名が特定できる内容は記載しないこと。違反がある場合は、当該部分の提案書を無効とする場合がある。
* 提出後の提案書の内容の変更は認めない。

（２）内容、一次審査基準（※重点項目：採点時特に重視する）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 留意事項 | 審査基準 |
| Ⅰ提案書表紙【様式２】【１枚】 | ・タイトルは「世田谷区第四次住宅整備方針見直しに係る基礎調査業務委託及び策定支援業務委託　公募型プロポーザル提案書」とする。 ・様式の右下に提出者・連絡担当者を記載する。・提案書（副）は審査で使用するので提出者・連絡担当者欄は記載しないこと。 |  |
| Ⅱ提案内容 | １．統計データの収集と分析について※　　本委託業務において、住宅・土地統計調査をはじめ、最新の各種統計調査の結果から、区内の人口及び世帯、子育て世帯等の推移、区内定住率、転出・転入状況、住宅事情、住環境の現況等を明らかにするとともに、今後の動向を考察するにあたって、世田谷区の実態把握を効率的かつ効果的に行うための具体的な工夫、手法、調査すべき項目等について提案すること。 ２．住宅整備方針改定の方向性※  　　国及び東京都の関連計画や、世田谷区の法令、上位計画並びに世田谷区の住環境を踏まえ、住宅整備方針改定の方向性について提案すること。また、現行の住宅整備方針について、改善すべき点について、可能な限り提案すること。  ３．資料作成  　　基礎調査報告書、世田谷区第四次住宅整備後期方針の作成にあたり、区民が閲覧した際に理解しやすいものとするため、文章、図表、レイアウト等においてどのような工夫ができるか、過去の業務実績を例に提案すること。  ４．その他効果的な提案事項※  　　その他、本業務の遂行にあたり効果的かつ実現性の高い提案がある場合、優位に評価する。 | 【基本】本テーマにおける問題、課題、留意点等が明確に示されている場合に評価する。①的確性・問題、課題、留意点等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合、優位に評価する。・世田谷区の地域特性、現状や将来見込を踏まえた有効な提案がされている場合、優位に評価する。②実現性・提案内容に説得力があり、実現性が高い場合、優位に評価する。・提案内容の実現性を裏付ける、類似実績などが明示されている場合、優位に評価する。③独創性・新しい提案があり、本業務の遂行にあたって有効と認められる場合、優位に評価する。 |
| Ⅲ管理技術者及び担当者の実績等  【様式４－1、４－２】 | ・配置予定の管理技術者及び担当者の経歴を記載する。　管理技術者（主任技師）　⇒【様式４－１】　担当者（技師、技術員）　⇒【様式４－２】 ・配置予定の管理技術者及び担当者（技師、技術員）が以下３つの要件を満たしているかをチェックする。  １．業務全体のプロジェクトマネジメントを適切に行うスキルを有すること。  ２．他の自治体の住宅マスタープラン基礎調査業務で培った経験を活かし、アンケート調査結果の正確な集計及び的確な分析を行う能力を有すること。  ３．平易な言葉と資料で自らの考えや情報を伝えることができること。また、住宅委員会等の会議等を通じて、区等の関係者との間で円滑なコミュニケーションを図り、相手方の発言趣旨や意向を的確に把握するとともに、整理の上、資料等に正確に反映させることができるコミュニケーション能力やファシリテーションスキルを有すること。  ・業務実績は、配置予定の管理技術者及び担当者（技師、技術員）が過去５年間に従事した業務について、同種業務を優先的に記載すること。  ・記載する業務数は５件以内とする。  ・参加表明書提出日現在の全ての手持ち業務（特定後未契約のものを含む。）を記載すること。 | ・技術者資格（技術士等）を有しているか。・業務実績の程度。果たした役割。・世田谷区についての知識はあるか。・参加表明時点の手持ち業務数は、本件業務に従事するにあたり、支障をきたさない量か。 |
| Ⅳ業務実施体制【様式自由】 | ・基礎調査業務及び策定支援業務の実施にあたって、調査結果、作成資料等の正確性を担保するための社内体制（チェック体制や工夫等）について記載すること。・配置予定の管理技術者、担当者（技師・技術員）を記載する。 | ・人員配置、役割分担が明確にされているか。  ・調査結果集計、資料作成等において、不備等が発生しない体制となっているか。発生しても即応できる業務体制か。 |
| Ⅴ概算見積書  （令和６年度分） | ・本実施要領兼説明書１（４）①記載の業務内容と本プロポーザルの提案内容を踏まえたものとする。 | ・想定される業務量から適切に見積もり反映されているか。 |
| Ⅵ参考見積書  （令和７年度分） | ・本実施要領兼説明書１（４）②記載の業務内容についての参考見積書を作成し、提出すること。 |

（３）二次審査基準（プレゼンテーション及びヒアリング）

|  |  |
| --- | --- |
| 説明内容 | 提案書の内容を補完し、分かりやすい説明になっているか。 |
| 取組姿勢 | 業務に対する熱意、取り組み意欲が強く感じられるか。 |
| コミュニケーション能力 | 質問に対する応答態度・内容が適切であるか。 |
| 実現性 | 提案書に記載された内容の現実性、効果。 |

**１４　審査方法**

　審査は別に定める要綱（事業者選定委員会設置要綱）により審査委員会を設置し、提案書等の提出された書類及びヒアリングの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる参加事業者を選定する。

ただし、委員会で審査した結果、一定の基準に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。

（１）一次審査（書類審査）

①参加表明書及び提案書について書類審査を行い、二次審査対象者を上位３社程度選定する。

②一次審査の結果は、令和６（2024）年３月５日（火）に提案書を提出した者全員に郵送で通知する。

（２）二次審査（ヒアリング審査）

　ヒアリング審査予定日：令和６（2024）年３月１８日（月）午後２時～午後５時

①提案書の内容について、配置予定の管理技術者及び担当者（技師・技術員）のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査する。

②説明は、実務を担当する予定の管理技術者及び担当者（技師・技術員）が行い、事業者側の出席者は計４名までとする。なお、今後会議、ワークショップ等を行う際にファシリテーターを務めるものは必ず同席すること。

　契約締結後の実務は、病気、死亡、退職等特別な場合を除き第二次審査（ヒアリング）で説明を行った管理技術者及び担当者（技師・技術員）が行うこと。

③プレゼンテーションは２０分程度とし、その後１５分程度の質疑を行う。説明に用いる資料は提案書のみとし、新たな資料等の提出は認めない。

④プロジェクター及びスクリーンは区で用意するが、ＰＣ等の必要なＯＡ機器等は、各提案者で準備すること。

⑤審査会場は世田谷区役所内、会場及び時間等の詳細については、二次審査対象者に電子メール及び郵送により通知する。

**１５　審査結果の通知及び方法**

令和６（2024）年３月２６日（火）に提案書を提出した者に審査結果を郵送により通知する。

**１６　提案における世田谷区発行の参考資料**

（１）世田谷区第四次住宅整備方針

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/002/003/d00191925.html>

（２）世田谷区マンション管理適正化推進計画

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/002/001/002/d00204129.html>

（３）世田谷区基本計画

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/001/002/d00131681.html>

（４）世田谷区都市整備方針

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/001/001/d00124102.html>

（５）世田谷区空家等対策計画、実態調査

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/002/004/d00162412.html>

（６）世田谷区分譲マンション実態調査報告書（令和4年度）

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/002/001/002/d00198467.html>

**１７　その他**

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約保証金　免除

（３）契約書作成の要否　要

（４）当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

（５）契約等について

①審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

②委託契約は年度ごとに行い、令和６（2024）年度契約は令和６（2024）年度予算が区議会で議決されること、令和７（2025）年度の契約は令和６（2024）年度の履行内容が良好と認められること、かつ本件委託に関わる予算案が区議会で議決され予算配当があることをそれぞれ条件とする。

③本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

（６）個人情報保護については「電算処理の業務委託契約の特記事項」（様式７）を遵守すること。

（７）参加表明書及び提案書の作成、提出及びヒアリング等に関わる費用は、参加者の負担とする。

（８）参加表明書及び提案書の取り扱い等について

①提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定の目的以外に使用しない。

②区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（９）プロポーザルの途中辞退について

　プロポーザル招請通知、二次審査招請通知を受け取ったものが参加を辞退する場合は、【様式６】辞退届により事務局まで提出すること。なお、辞退した場合でもこれを理由として、区が発注する業務等で不利益な扱いを受けることはない。

**１８　問い合わせ先**

　　　 世田谷区都市整備政策部住宅管理課 　担当：横瀬、田畑、久保田

電話番号：０３－５４３２－２４９８

E-mail：SEA02054＠mb.city.setagaya.tokyo.jp